

# 令和4年第1回市議会定例会（3月） 総務常任委員会審査報告

令和4年3月17日  
委員長 高橋 信雄

総務常任委員会の審査の経過と概要及び結果についてご報告申し上げます。

報告いたします案件は、初日に付託された案件を除き、条例関係7件、補正予算5件、新年度予算5件、新年度補正予算1件及び陳情1件の計19件であります。

初めに、条例関係であります。まず、令和4年度に行う機構改革に伴う、2つの議案をまとめて御報告いたします。

議案第8号教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定についてであります。これは、教育委員会の職務権限に属する事務の一部を、市長部局に移管させるため、新たに条例を制定しようとするもので、議案第11号組織条例の一部を改正する条例案につきましては、当該事務移管も踏まえ、組織機構を改めるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第9号滝沢館公園設置条例の制定についてであります。これは、旧前郷小学校跡地に整備する滝沢館公園の管理・運営に必要な事項を定めるため、新たに条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第12号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案についてであります。これは、職員が育児休業等を取得しやすい環境を整備するための条項を追加するなど、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第13号特別会計条例の一部を改正する条例案についてであります。これは、一番堰まちづくり事業特別会計を廃止するにあたり、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第23号まちづくり協議会条例を廃止する条例案についてであります。これは、まちづくり協議会を廃止するにあたり、条例を廃止しようとするものであります。

次に、議案第64号消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例案についてであります。これは、団員の処遇改善のため、報酬額等を増額するにあたり、条例の一部を改正しようとするものであります。

以上、7件の条例関係議案につきましては、いずれも提案の趣旨を了

とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、補正予算であります。

議案第35号一般会計補正予算(第19号)であります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入では1款、4款から6款、8款、10款、13款から18款、20款及び21款、歳出では1款、2款及び9款、繰越明許費9款、並びに地方債であります。

まず、歳入であります。全般にわたり、年度末の収入見込みの精査、国・県による交付決定、または事業への充当額の確定見込みなどに伴うもので、その主なものは、1款市税における法人市民税の増額、10款地方交付税における普通交付税の増額、18款繰入金における行政改革に伴う人件費平準化基金繰入金の減額、21款市債における減収補填債の減額であります。

なお、コロナ禍での法人市民税の増額について、市当局より昨年度の予算編成時には、前年度30パーセント減を見込んだが、持続化給付金や飲食店への応援金、雇用調整助成金などの雇用を維持するための公的な制度が大きく影響し、例年並みの税収となったと考えているとの説明がありました。

次に歳出であります。1款議会費、2款総務費、9款消防費の各款いずれも、全般にわたり年度末までの事務・事業費の精査による補正で、その主なものは、2款総務費における、財政調整基金などの各基金への積立金の増額であります。

なお、9款消防費では、小型動力ポンプ付軽積載車の更新事業について、半導体不足に伴い、納車が翌年度にずれ込むことから、繰越明許費を新たに設定しようとするものであります。

また、地方債につきましては、公共施設等総合管理事業を新たに追加し、地域づくり推進事業など既存の13事業については、事業費確定により起債限度額を変更し、減収補填債ほか2つの事業については、事業の終了などにより廃止しようとするものであります。

次に、議案第39号情報センター特別会計補正予算(第6号)につきましては、歳入において、前年度繰越金の確定による増額に伴い、一般会計繰入金を減額しようとするものであります。

次に、議案第44号小友財産区特別会計補正予算(第1号)につきましては、歳入では財産売払収入の増額、歳出では積立金の増額が主なものであり、議案第45号松ヶ崎財産区特別会計補正予算(第1号)につきましては、歳入では前年度繰越金の増額、歳出では積立金の増額が主なものであります。

次に、議案第67号一般会計補正予算(第20号)であります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入では10款及び15款、歳出では2款、繰越明許費2款、並びに地方債であります。

歳入においては、10款地方交付税では、歳出各款に係る一般財源分

として特別交付税を増額、15款県支出金では地籍調査事業費補助金を追加し、これに伴い、歳出2款総務費において、本荘・矢島地域に係る地籍調査事業費を増額しようとするものでありますが、当該事業につきましては、翌年度への繰り越しが見込まれることから、繰越明許費を設定しようとするものであります。

また、地方債につきましては、小学校改築事業など3事業について、起債限度額をいずれも増額しようとするものであります。

以上、5件の補正予算案につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、新年度予算について御報告申し上げます。

初めに、議案第49号一般会計予算であります。

当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入では1款から10款、12款から21款、歳出では1款、2款、9款、12款及び13款、債務負担行為、並びに地方債であります。人件費や経常的な経費を除く、主な内容についてご報告申し上げます。

まず、歳入であります。その主なものは、自主財源の根幹をなす、1款市税では、コロナ禍による厳しい経済状況からの一定程度の回復を見込んだことによる個人市民税及び法人市民税の増、軽減措置が終了することに伴う固定資産税の増などにより、前年度に比較して、7.7パーセント増の78億4320万円とし、一般会計の歳入に占める割合は、17パーセントであります。

2款地方譲与税では、森林環境譲与税の増により、前年度に比較して、6.5パーセント増の6億1900万円とし、3款から9款までの各交付金では、先ほど触れました固定資産税の軽減措置終了に伴い、9款地方特例交付金において減収補てん特例交付金が3700万円の減となるものの、7款地方消費税交付金で2億円の増を見込んでおります。

依存財源の大部分を占める、10款地方交付税では、地方財政計画の伸び率を考慮し、前年度に比較して、4.8パーセント増の

175億9046万5千円とし、一般会計の歳入に占める割合は37パーセントであります。

12款分担金及び負担金では、石脇財産区議会議員選挙負担金などが、13款使用料及び手数料では、各地域の施設やコミュニティバス等の使用料及び市税等証明手数料などが計上され、14款国庫支出金では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などが、15款県支出金では、各事業に対する県からの補助金及び委託金が計上されております。

16款財産収入では、土地・建物の貸付収入や物品売払収入などが、17款寄附金では、一般寄附金及び企業版ふるさと納税寄附金が計上されております。

18款繰入金では、各種基金、各財産区会計からの繰入金が計上され、

そのうち、財政調整基金からは10億2746万8千円が繰り入れされており、19款繰越金では1億円が計上されております。

20款諸収入では、地域総合整備資金 貸付金元利収入や宝くじ市町村交付金などが計上され、21款市債では、所管に係る各事業債のほか、臨時財政対策債が、前年度に比較して、73.3パーセント減の3億7400万円が計上されております。

次に、歳出であります。1款議会費では、議員報酬などのほか、議会運営全般にかかる事務費が計上されております。

2款総務費では、岩城及び西目総合支所の空調設備改修に要する経費、生活バス路線等維持及び由利高原鉄道運営への補助、コミュニティバス運行及び乗り逢い交通事業実施に要する経費などが計上されているほか、5月任期満了の石脇財産区議会議員一般選挙、7月任期満了の参議院議員通常選挙、令和5年4月に投開票が予定されている県議会議員一般選挙に要する経費などが計上されております。

また、令和4年度からの新しい取り組みとして、地域の元気を創出するための、若者を中心としたメンバーによる由利本荘プロモーション会議の設置、各総合支所職員が立案した事業を实践する元気な地域づくりチャレンジ事業のための経費や、地域おこし協力隊による若者同士の交流企画アベイバプロジェクト、県と連携して実施する結婚新生活応援事業のための経費が計上されております。これらの新規事業は、湊市長が施政方針で述べた6つの重点施策の実現化に向け予算化されたものであり、当委員会といたしましても、その成果に期待を寄せるものであります。

9款消防費では、災害対応特殊救急自動車、耐震性貯水槽及び消防団の小型動力付軽積載車などの更新に係る事業費などが計上されております。

12款公債費では、長期債や一時借入金の元金や利子で、元金の増により、前年度に比較して、3.4パーセント増の67億1285万8千円が、13款予備費では、前年度と同額の5千万円が計上されております。

次に、債務負担行為であります。業務用ソフトウェアライセンス導入事業について、令和4年度から7年度までを期間とし、5234万7千円を限度額として設定しようとするものであります。

最後に、地方債であります。コミュニティバス購入事業など41事業、及び臨時財政対策債について、起債限度額の総額、1億580万円増の46億4160万円が計上されております。

次に、議案第54号情報センター特別会計予算であります。歳入では、加入者からの負担金及び使用料のほか、一般会計繰入金、前年度繰越金、NHK衛星放送視聴料、ケーブルテレビ施設整備事業債などの計上が主なものであります。

歳出では、職員人件費、施設維持管理費及び番組制作費、インターネッ

ト上位回線使用料及び放送設備更新工事費、長期債の元利償還金などのほか、消費税や予備費が計上されております。

なお、CATVセンター業務につきましては、1月臨時会での債務負担行為の議決を経て、2月から公募を開始したとのことであり、順調に手続きが進めば、次回の定例会において、指定管理者の指定について、議会の判断を得たいとの説明を受けております。

次に、議案第58号から議案第60号までの、小友・北内越・松ヶ崎の各財産区特別会計予算であります。歳入では、いずれも土地貸付・基金運用収入、基金繰入金が主なものであり、歳出では、それぞれの財産の維持管理に要する経費、一般会計繰出金などが計上されております。

以上、ご報告申し上げました5件の新年度予算につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、新年度補正予算であります。

議案第68号令和4年度一般会計補正予算（第1号）についてであります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入14款及び18款、歳出2款及び9款、並びに地方債であります。

歳入では、14款国庫支出金で、4月早々に市が取り組む、新型コロナ対策事業に係る財源として新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を、18款繰入金で、歳出各款に係る一般財源分として、財政調整基金繰入金を、それぞれ増額しようとするものであり、歳出では、2款総務費で、本庁舎の警備業務を委託するための経費を措置し、9款消防費で、議案第64号の条例改正で触れました、消防団員の報酬増額分を追加しようとするものであります。

また、地方債につきましては、令和3年11月の大雨で被災した、由利・東由利地域の法面保護対策に係る法面崩落防止対策事業を新たに追加しようとするものであり、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

最後に、陳情第1号常設の住民投票条例の制定を由利本荘市議会に求める陳情についてであります。

審査においては、継続審査を求める発言がりましたが、今定例会での採決を望む発言もあり、結果として、採決に至りました。

各委員からは、常設型の条例が成立すると、一定程度の署名が集まれば、議会を経ずに即実施されてしまう。住民投票制度は、非常に重いものであり、民意を反映するという趣旨も分かるが、署名さえ集まれば、何でも住民投票にかかっていくのは危険だと思う。個別の条例でも、提案の都度、議会で審査し、議論を重ねて投票実施に向かうことは可能である、あるいは、住民自治の代表はあくまで議会であり、全国1700以上の市区町村のうち、常設型は78と考えると時期尚早。今必要に迫られている状況でもないとして、不採択とする意見と、これに対し、投票の基準

となる数は議会で決めることができる。署名が上がってきても、内容を確認して、実際に経費が掛かるのも投票まで行ってからで、そこまで至る事例は非常に少ない。住民がどんなことを考えているか、声が上がリやすくなる。いわゆる公害と呼ばれたときは、住民投票で勝っている例がある。今こういう時期なので、投票になるとすれば、風車が建ち、実際に健康被害が複数名出て、それでも市も事業者も何もしないときくらいではないかとして、採択すべきとの意見が出されましたが、採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定した次第であります。

以上で、総務常任委員会の審査報告を終わります。